

公 示

25C09号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年10月23日

関東運輸局長 藤 田 礼 子

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	25C09
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	メートー観光 株式会社
対象となる路線	事案番号 25C09-1 埼玉県三郷市半田1193番地先 埼玉県三郷市半田1193番地先 0.16キロ 事案番号 25C09-2 埼玉県三郷市半田1193番地先 埼玉県三郷市彦成1103番地先 0.22キロ 事案番号 25C09-3 埼玉県三郷市采女1丁目240番地先 埼玉県三郷市彦成4丁目1番地先 0.61キロ 事案番号 25C09-4 埼玉県三郷市彦成4丁目24番地先 埼玉県三郷市彦成4丁目24番地先 0.22キロ 事案番号 25C09-5 埼玉県三郷市彦成3丁目341番地先 埼玉県三郷市彦成3丁目254番地先 0.3キロ 事案番号 25C09-6 埼玉県三郷市彦成3丁目253番地先 埼玉県三郷市彦成3丁目351番地先 0.62キロ 事案番号 25C09-7 埼玉県三郷市彦成2丁目201番地先 埼玉県三郷市彦成2丁目102番地先 0.38キロ 事案番号 25C09-8 埼玉県三郷市彦成1丁目188番地先 埼玉県三郷市彦成1丁目168番地先 0.16キロ

事案番号 25C09-9

埼玉県三郷市彦成1丁目399番地先

埼玉県三郷市彦成1丁目64番地先

0.20キ口

事案番号 25C09-10

埼玉県三郷市彦成1丁目125番地先

埼玉県三郷市彦成1丁目123番地先

0.05キ口

事案番号 25C09-11

埼玉県三郷市彦成1丁目122番地先

埼玉県三郷市彦成1丁目90番地先

0.43キ口

事案番号 25C09-12

埼玉県三郷市彦糸1丁目64番地先

埼玉県三郷市彦糸1丁目61番地先

0.07キ口

事案番号 25C09-13

埼玉県三郷市彦糸1丁目61番地先

埼玉県三郷市彦糸1丁目8番地先

0.19キ口

事案番号 25C09-14

埼玉県吉川市道庭1丁目13-1先

埼玉県吉川市道庭1丁目15-1先

0.15キ口

事案番号 25C09-15

埼玉県吉川市道庭1丁目15-1先

埼玉県吉川市道庭1丁目15-3先

0.02キ口

事案番号 25C09-16

埼玉県吉川市道庭1丁目15-3先

埼玉県吉川市道庭1丁目12-1先

0.15キ口

事案番号 25C09-17

埼玉県吉川市道庭1丁目12-1先

埼玉県吉川市道庭1丁目8-3先

0.19キ口

事案番号 25C09-18

埼玉県吉川市中曽根1丁目27-18先

埼玉県吉川市中曽根1丁目30-1先

0.14キ口

事案番号 25C09-19

埼玉県吉川市中曽根1丁目30-1先

埼玉県吉川市中曽根1丁目15-5先

0.28キ口

事案番号 25C09-20

埼玉県吉川市中曽根1丁目15-5先

埼玉県吉川市中曽根1丁目13-5先

0.31キ口

事案番号 25C09-21

埼玉県吉川市中曽根1丁目10-1先

埼玉県吉川市高久1丁目27-3先

0.25キ口

事案番号 25C09-22

埼玉県吉川市高久1丁目27-3先

埼玉県吉川市高久1丁目27-11先

0.11キ口

事案番号 25C09-23

埼玉県吉川市高久1丁目25-1先

埼玉県吉川市高富2丁目28-2先

0.33キ口

事案番号 25C09-24

埼玉県吉川市高富1丁目26-1先

埼玉県吉川市木売2丁目7-5先

0.62キ口

事案番号 25C09-25

埼玉県吉川市木売2丁目7-5先

埼玉県吉川市木売2丁目6-4先

0.07キ口

事案番号 25C09-26

埼玉県吉川市木売2丁目31番地先

埼玉県吉川市木売2丁目31番地先

0.04キ口

事案番号 25C09-27

埼玉県吉川市高富1丁目6-1先

埼玉県吉川市高富1丁目5-11先

0.17キロ

事案番号 25C09-28

埼玉県吉川市高富1丁目5-11先

埼玉県吉川市道庭2丁目10-1先

1.07キロ

事案番号 25C09-29

埼玉県三郷市彦糸1丁目210-2先

埼玉県三郷市彦成2丁目101先

0.99キロ

事案番号 25C09-30

埼玉県三郷市彦成2丁目201-2先

埼玉県三郷市天神1丁目234-1先

0.83キロ

事案番号 25C09-31

埼玉県三郷市天神1丁目234-1先

埼玉県三郷市ピアラシティ2丁目3-103番地先

0.65キロ

事案番号 25C09-32

埼玉県三郷市ピアラシティ2丁目3-103番地先

埼玉県三郷市泉1丁目13-19先

0.27キロ

事案番号 25C09-33

埼玉県三郷市泉1丁目13-19先

埼玉県三郷市ピアラシティ1丁目2-1先

0.25キロ

事案番号 25C09-34

埼玉県三郷市ピアラシティ1丁目2-1先

埼玉県三郷市ピアラシティ1丁目1-140先

0.32キロ

事案番号 25C09-35

埼玉県三郷市ピアラシティ1丁目1-140先

埼玉県三郷市泉3丁目3-25先

0.19キロ

事案番号 25C09-36

埼玉県三郷市泉3丁目3-25先

埼玉県三郷市泉3丁目8-1先

0.21キロ

事案番号 25C09-37

埼玉県三郷市泉3丁目8-1先

埼玉県三郷市上口2丁目4-1先

0.32キロ

事案番号 25C09-38

埼玉県三郷市上口2丁目4-1先

埼玉県三郷市彦沢2丁目25-1先

0.61キロ

事案番号 25C09-39

埼玉県三郷市彦沢2丁目25-1先

埼玉県三郷市インター南2丁目1-28先

0.09キロ

事案番号 25C09-40

埼玉県三郷市インター南2丁目1-28先

埼玉県三郷市インター南2丁目1-1先

0.1キロ

事案番号 25C09-41

埼玉県三郷市インター南2丁目1-1先

埼玉県三郷市インター南1丁目7-9先

0.72キロ

事案番号 25C09-42

埼玉県三郷市インター南1丁目7-9先

埼玉県三郷市インター南1丁目5-34先

0.32キロ

事案番号 25C09-43

埼玉県三郷市インター南1丁目5-34先

埼玉県三郷市花和田600先

0.78キロ

事案番号 25C09-44

埼玉県三郷市花和田600先

埼玉県三郷市中央5丁目31-19先

0.8キロ

事案番号 25C09-45

埼玉県三郷市中央5丁目31-19先

埼玉県三郷市中央3丁目4-12先

0.18キ口

事案番号 25C09-46

埼玉県三郷市中央3丁目4-12先

埼玉県三郷市中央1丁目10-1先

0.21キ口

事案番号 25C09-47

埼玉県三郷市中央1丁目10-1先

埼玉県三郷市中央1丁目7-2先

0.28キ口

事案番号 25C09-48

埼玉県三郷市中央1丁目7-2先

埼玉県三郷市中央1丁目7-2先

0.11キ口

事案番号 25C09-49

埼玉県吉川市高富1丁目6-1先

埼玉県吉川市高富1丁目10-6先

0.11キ口

事案番号 25C09-50

埼玉県吉川市高富1丁目10-6先

埼玉県吉川市中曽根1丁目15-5先

1.25キ口

事案番号 25C09-51

埼玉県吉川市中曽根1丁目7-11先

埼玉県吉川市中曽根2丁目12-7先

0.21キ口

事案番号 25C09-52

埼玉県吉川市中曽根2丁目12-7先

埼玉県吉川市美南2丁目13-22先

0.99キ口

事案番号 25C09-53

埼玉県吉川市美南2丁目13-22先

埼玉県吉川市美南2丁目24-1先

0.16キ口

事案番号 25C09-54

埼玉県吉川市美南2丁目24-1先

埼玉県吉川市美南2丁目24-1先

0.04キ口

事案番号 25C09-55

埼玉県三郷市彦糸2丁目202-1先

埼玉県三郷市彦成3丁目11-13先

0.9キ口

事案番号 25C09-56

埼玉県三郷市彦成3丁目11-13先

埼玉県三郷市彦成3丁目11-19先

0.09キ口

事案番号 25C09-57

埼玉県三郷市彦成3丁目11-19先

埼玉県三郷市彦成3丁目11-21先

0.27キ口

事案番号 25C09-58

埼玉県三郷市彦成3丁目11-21先

埼玉県三郷市彦成3丁目13-17先

0.44キ口

事案番号 25C09-59

埼玉県三郷市彦成3丁目13-17先

埼玉県三郷市彦成3丁目13-4先

0.25キ口

事案番号 25C09-60

埼玉県三郷市彦成1103番地先

埼玉県三郷市彦成4丁目1-19先

キ口 0.47

事案番号 25C09-61

埼玉県三郷市彦成4丁目1-19先

埼玉県三郷市彦成4丁目1-1先

0.18キ口

事案番号 25C09-62

埼玉県三郷市彦成4丁目1-1先

埼玉県三郷市彦成4丁目3-18先

0.84キ口

廃止の予定日	令和 8 年 4 月 1 日
廃止を必要とする理由	コロナ禍以降の利用者の減少に加え、運転士が不足し、運行の継続が困難であり、経営も圧迫しているため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第 15 条の 2 第 2 項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から 10 日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は埼玉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の 10 日前までに別途通知します。

（参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第 15 条の 2 第 1 項の規定により、実施予定日の 6 ヶ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第 3 項及び第 4 項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。